

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○財務規則の一部を改正する規則

告 示

○平成二十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部改正

○平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部改正

ページ

(会 計 課) 一

(会 計 課) 一

(契 約 課) 一

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十八号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中、「を記載しなければならない」を、「が記載されていないなければならない」に改める。

第百十九条に次の一項を加える。

2 前項の職員は、当該契約の相手方から物品の納入を受けたときは、知事が別に定める場合を除き、

前項の検査又は検収の際、当該物品の納入に係る納品書を徴さなければならない。

第百二十二条第一項中、「三・六パーセント」を、「三・三パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第百十九条に一項を加える改正規定は、

同年六月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百九号

平成二十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第八号中、「第二女子高等学校、第三女子高等学校、塩釜女子高等学校、白石女子高等学校」を、「仙台二華高等学校、仙台三校高等学校」に改め、「飯野川高等学校」及び、「田尻高等学校、田尻さくら高等学校」を削り、「東松島高等学校」の下に、「田尻さくら高等学校」を加え、「河南高等学校」を、「石巻北高等学校」に、「及び古川黎明中学校」を、「古川黎明中学校及び仙台二華中学校」に改める。

○宮城県告示第三百十号

平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第三十五条第七項、第四十六条第二項及び第三項、第五十条第三項並びに第五十二条中「3.6パーセント」を、「3.3パーセント」に改める。